

避難勧告等判断基準マニュアル

平成28年3月

新庄村

基本的な考え方

避難勧告等の発令にあたって

避難勧告等は住民の生命に関わる緊急の情報であることから、できるだけ多くの情報を収集・分析しながら、適切なタイミングで発令する必要がある。

しかし、避難勧告を発令した市町村の実情は、発令するタイミング、的確に対象地区を絞って発令することの難しさ、情報内容と現実との違いが生じた際に住民の理解を得ることが難しいといった事などが課題となっている。

また一方、住民の側においても、「避難情報が伝わっても、どのような行動をとればよいのかわからない」「いつ災害が発生するかわからないといった切迫感のない段階での避難行動に限界がある」などの問題点も指摘されている。

ここに定める避難勧告等の発令にあたっての判断基準においても、必ずしも確定的な基準によるものばかりではなく、あくまで当該時点で得られたデータの分析に基づいて判断することを前提としている。

したがって、結果として災害の発生がなかったとしても、誰もが被災者となる危険性がある中で、被害の未然防止、あるいは最小限に食い止めることを最優先に考え、災害対策本部では、できるだけ多くの情報を基に検討し、できる限り迅速かつ適切に発令することを基本とします。

避難勧告等の判断基準と伝達

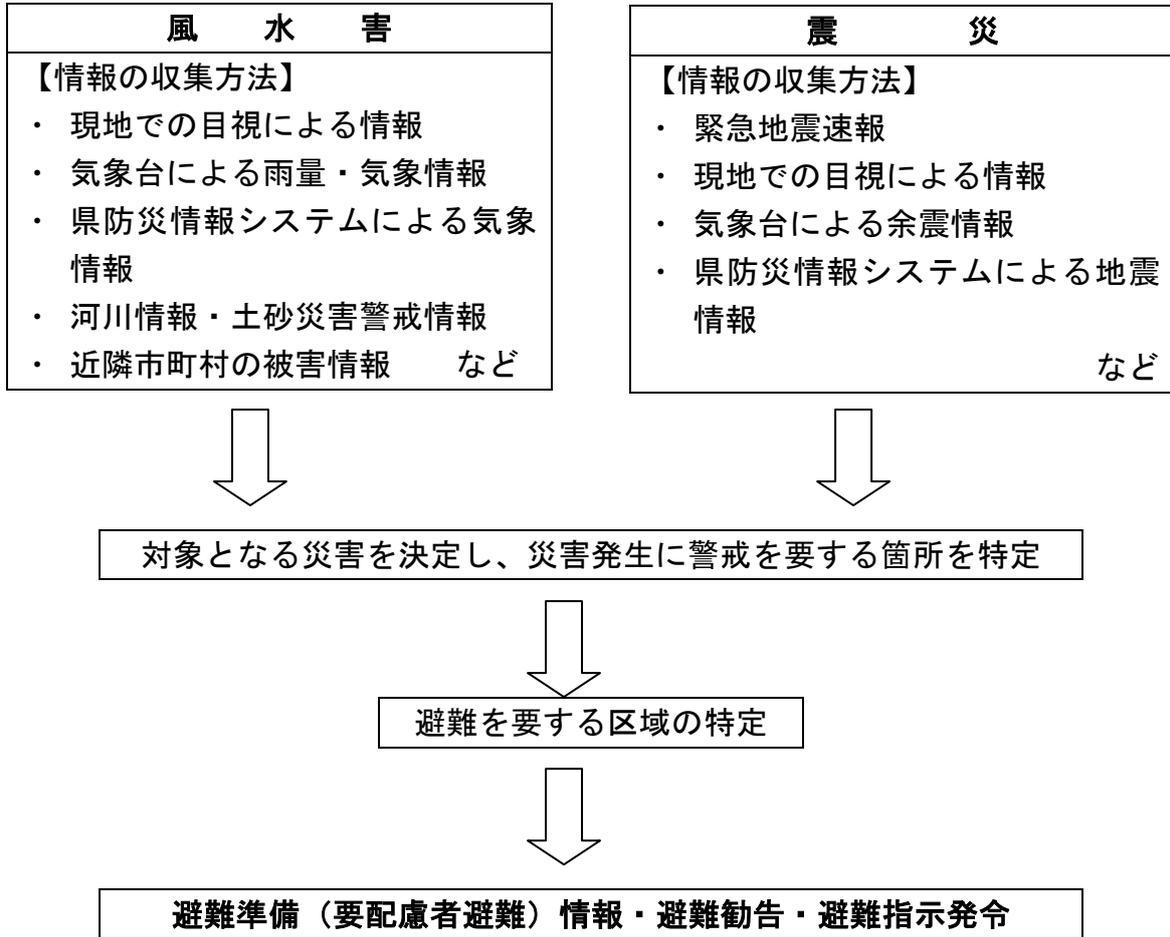
① 災害対策本部の設置及び対策の実施

村内で災害が発生するおそれがある場合又は実際に災害が発生した場合において、防災・災害対策を講じる必要があるときは、直ちに、村長を本部長とする『新庄村災害対策本部』を設置し、村民に対し、防災・災害対策情報の伝達及び避難対策を実施します。

② 情報の収集と想定される災害及び警戒区域の設定

災害対策本部では、次のような情報を収集・分析した結果を基に災害発生地域又は発生が予想される地域、あるいは村内全域を対象に避難情報を発令します。

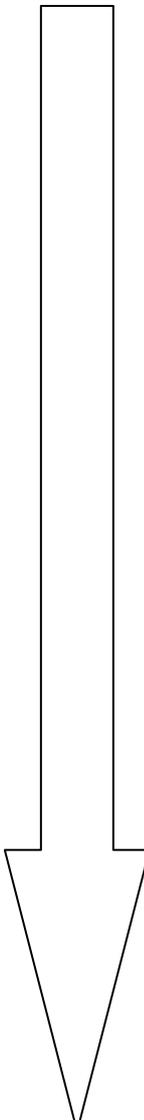
【情報収集・分析と伝達の流れ】



1. 避難準備（要配慮者避難）情報・避難勧告・避難指示

災害対策本部では、台風や集中豪雨などによって災害が発生するおそれがかまったときや、災害発生後において二次被害を防止する必要があるときは、災害対策基本法や新庄村地域防災計画の規程に基づき「避難準備（要配慮者避難）情報」「避難勧告」「避難指示」（以下「避難勧告等」といいます）を発令し、村民へ伝達する。

品阿寒黒糖に情報が伝達された場合は、被害を受けないためにも、速やかに避難用品などを持って、安全な場所に避難してください。



発令内容	発令時の状況	村民に求める行動
避難準備情報 （要配慮者避難） （準備レベル）	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が高まった状況	要配慮者等、避難行動に時間を有する人は、計画された避難所への避難を開始。（避難支援者は活動を開始） 上記以外の方は、家族等との連絡、非常用所持品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる人は、計画された避難所等へ避難行動を開始
避難指示	災害発生の前兆現象や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況 地域の特性等から人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。 まだ避難していない対象の住民は、直ちに避難行動に移ると共に、その時間が無い場合は生命を守る最低限の行動をとる。

2. 避難勧告等の判断基準

災害対策本部が避難勧告等を発令するにあたっては、次の基準を参考に、さらに各種の防災気象情報を収集し、総合的に判断したうえで、発令する。

1. 河川洪水の避難勧告

河川洪水の避難勧告等については新庄川沿いの集落について避難対象とする。村内には、洪水予報河川及び水位周知河川はないが、独自で水位観測を行っている河川の水位等を基準とし避難勧告等の発令判断の参考とする。また、気象庁等からの気象情報は避難にあたって大変重要な情報となるので、発表された場合はその内容に注意するよう心がける。

避難勧告等の判断

大雨注意報・警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報・警報このほか記録の短時間大雨情報などの気象情報と、観測水位によって発令基準を設定する。

区分	発令の判断基準
避難準備情報 (要配慮者避難)	次のいずれか1つに該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 滝の尻水位観測地点の水位が（1.5m）に到達し、かつ、大雨警報（浸水害）または洪水警報が発表され、さらに水位が上昇すると見込まれる場合。・ 水位の上昇があり、大雨警報・注意報、降水予報、降水短時間予報により深夜早朝に避難が必要となることが想定される場合。・ 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合。
避難勧告	次のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 滝の尻水位観測地点の水位が（2.0m）に到達した場合・ 滝の尻水位観測地点の水位が（2.0m）を超えた状況で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合が発見された場合
避難指示	次のいずれかの1つに該当する場合に発令するものとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 滝の尻水位観測地点の水位が計画高水位（2.5m）に到達するおそ

	れが高い場合
--	--------

避難勧告等の解除

水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

2. 土砂災害の避難勧告等

土砂災害に伴う避難勧告等の対象となる地域は、土砂災害ハザードマップの土砂災害警戒区域等を基本とし、次に示す判断基準をもとに実際の状況に応じて発令する。また、台風等による豪雨や暴風の襲来が予想されるときや、避難が夜間・早朝にかかる場合には気象情報などを総合的に判断しながら早期に発令をする必要がある。

避難勧告等の対象とする土砂災害の危険性がある区域

区分	土砂災害の危険性がある区域
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき基礎調査を実施し土砂災害警戒区域に指定された区域（資料 新庄村土砂災害警戒区域一覧表）
その他の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害区域の隣接区域 ・ 土砂災害の発生した箇所の周辺区域 ・ 前兆現象のあった個所とその周辺区域 ・ 崩壊土砂流出予想区域

避難勧告等の判断

避難勧告等に判断基準は、防災気象情報や土砂災害警戒情報とそれを補完する土砂災害危険度情報を参考とすることを基本に、土砂災害警戒区域とその他の場所を含めた地区で設定するものとする。なお、今後、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府）の見直しや、土砂災害特別区域の指定があった場合は、再度改定するものとする。

区分	発令の判断基準
避難準備情報 (要配慮者避難)	<p>次のいずれか1つに該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 ・ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想

	<p>定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難勧告	<p>次のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
避難指示	<p>次のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 ・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害が発生した場合 ・山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ・避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

避難勧告等の解除

当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として、解除するものとする。ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う。

3. 避難情報及び防災情報の伝達

災害対策本部が、避難指示、避難勧告、避難準備（要配慮者避難）情報を発令したときは、村広報車、告知放送又は協定している県下のテレビ局から、緊急情報として速報します。



4. 避難勧告等に伴う情報伝達の内容

災害対策本部が、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令したときは、区分に応じて、次の内容により村民に対して避難情報を発表する。

区分	広報する内容
避難準備情報 (要配慮者避難)	<p>こちらは、新庄村災害対策本部です。●●●● (例：台風1号に伴う大雨) により、地滑りや崖崩れが起こりやすくなっているため、○時○○分「△△地区」に対して、「避難準備情報」を出しました。</p> <p>「△△地区」のお年寄りの方など、避難に時間のかかる人は、速やかに安全な場所に避難してください。</p> <p>そのほかの人も避難の準備を始めて下さい。</p>
避難勧告	<p>こちらは、新庄村災害対策本部です。●●●● (例：台風1号に伴う大雨) により、地滑りや崖崩れが起こりやすくなっているため、○時○○分「△△地区」に対して、「避難勧告」を出しました。</p> <p>「△△地区」の人は、全員、できるだけ速やかに避難施設や近くの安全な場所に避難してください。</p>
避難指示	<p>こちらは、新庄村災害対策本部です。●●●● (例：台風1号に伴う大雨) により、地滑りや崖崩れが起こることが予想され、大変危険な状況となったため、○時○○分「△△地区」に対して、「避難指示」を出しました。</p> <p>「△△地区」の人は、全員、直ちに避難施設や近くの安全な場所へ避難するよう指示します。</p>

平成28年 新庄村防災会議